

Houjin

いせさき 法人会報
2024.10.1 No.293



表紙 Photo & 文：森村 高明氏

主な記事

- 伊勢崎税務署長着任あいさつ 3
- 令和7年度税制改正に関する提言(県連) 4～8
- 行政機関からのお知らせ 9～12
- 青年部会・女性部会 13～15
- 行事予定・コラム 16

天孫降臨

ウーム！近頃の日本は何か心配じゃ！
ついに「天照大神」がサンピラーを伝わって地上に降り立ちました。
場所は「高天ヶ原」ではなく、こんどは日本のほぼ中心「信州・美ヶ原」でした。





当社は、大正9年（1920年）に創業した老舗自転車店ですが、平成10年（1998年）にスポーツ自転車専門店となり、平成20年（2008年）に法人化しました。令和4年（2022年）には、アメリカ合衆国カリフォルニア州に本社を置く総合サイクリングブランド「スペシャライズド」の群馬県唯一の専売店として、リニューアルオープン。スポーツ自転車専門店として、取扱う商品、メンテナンスサービス、ご購入後のアフターフォローまで、すべてにこだわりを持ち、スポーツ自転車の楽しさを皆様にご提供いたします。初心者の方にも分かりやすく、選びやすい商品をご用意し、スポーツ自転車の知識がなくても、ご安心いただけるスポーツ自転車ライフのお手伝いをさせていただきます。

さらに、北関東で唯一世界最高峰のスポーツバイクフィッティングシステム RETUL FIT の専用スペースを備え「楽に速く長く」ライディングできるお手伝いをさせていただきます。

また当社では、毎日の通学に大変な思いをしている学生の皆様のため、カッコよさと機能性を兼ね備えた電動スポーツバイク【e-bike】のリースも行っています。

POWER KIDS は商品だけでなく、「ドキドキの人生」をご提供いたします。

皆様のご来店をお待ちしています。

株式会社 POWER-KIDS

伊勢崎市連取町1775-2

Tel 0270-23-9080



代表取締役 高庭 英彰



スタッフ（左から）メカニック 諸田展明さん
店長 高庭新之介さん サービス 前澤達郎さん

2024〈令和6年〉 税務カレンダー

10月

- 9月分源泉所得税（復興特別所得税含む）の納付
- 8月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付
- 8月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付
- 2月末決算法人（年1回）の法人税の中間申告と納付
- 消費税及び地方消費税の中間申告と納付
2月末決算法人（年1回及び年3回の場合）
5月末決算法人（年3回の場合）
11月末決算法人（年3回の場合）

10月10日（木）まで
10月31日（木）まで
10月31日（木）まで
10月31日（木）まで
10月31日（木）まで

11月

- 10月分源泉所得税（復興特別所得税含む）の納付
- 9月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付
- 9月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付
- 3月末決算法人（年1回）の法人税の中間申告と納付
- 消費税及び地方消費税の中間申告と納付
3月末決算法人（年1回及び年3回の場合）
6月末決算法人（年3回の場合）
12月末決算法人（年3回の場合）

11月11日（月）まで
12月 2日（月）まで
12月 2日（月）まで
12月 2日（月）まで
12月 2日（月）まで

12月

- 11月分源泉所得税（復興特別所得税含む）の納付
- 10月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付
- 10月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付
- 4月末決算法人（年1回）の法人税の中間申告と納付
- 消費税及び地方消費税の中間申告と納付
4月末決算法人（年1回及び年3回の場合）
7月末決算法人（年3回の場合）
1月末決算法人（年3回の場合）

12月10日（火）まで
1月 6日（月）まで
1月 6日（月）まで
1月 6日（月）まで
1月 6日（月）まで

税務署長着任のあいさつ



伊勢崎税務署長
小池 基之

この度の人事異動により、関東信越国税局業務センター前橋分室から伊勢崎税務署に参りました小池でございます。前任の大辻と同様、よろしくお願いいたします。

群馬県勤務は前事務年度の前橋に引き続きとなりましたが、群馬県の印象として、情にとっても熱く、仲間のために一生懸命頑張ろうという方々が非常に多いと感じました。

また、伊勢崎税務署管内は、「日光例幣使街道」が東西を走り、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産の一つ「田島弥平旧宅」など名所旧跡が数多く存在するほか、北関東自動車道や関越自動車道などの利便性に優れた交通網を活かし、生産・商工業共に成長を続けている活気溢れる地域であり、このような地に勤務できることを大変うれしく、光栄なことと感じております。

一般社団法人伊勢崎法人会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして、橋本会長をはじめ役員の皆様の優れたご指導の下、e-Taxの一層の利用促進、インボイス制度及び改正電子帳簿保存法、税制改正、各種施策の周知・広報にご尽力いただいております。

また、地域社会貢献活動として法人会公開セミナーの開催、本町通りにおける花いっぱい運動や税の啓発活動として税に関する絵はがきコンクールの開催、児童・生徒に対する租税教室では青年部会・女性部会の皆様にも数多く講師を務めていただくなど、租税教育の充実にも熱心に取り組んでいただいております。これらの活動に対しまして深く敬意を表するとともに、厚く御礼申し上げます。

さて、国税当局では、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえて、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化」、「事業者のデジタル化促進」の3つの柱に基づいて、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションに取り組むこととしております。

「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告書の提出のみならず財務諸表等の添付書類も含めたe-Taxの普及・定着やキャッシュレス納付の利用拡大など一層推進していくこととしております。

キャッシュレス納付につきましては、法人の方にはダイレクト納付のご利用を特に推奨しております。令和6年4月以降自動ダイレクト機能が追加されさらに便利になりましたので、まだご利用いただいていない企業の皆様には、ぜひ早期のご利用をご検討いただきますようお願いいたします。

また、令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。

伊勢崎法人会におかれましては、会報誌への制度案内文の掲載など、周知・広報にご協力いただきましてありがとうございます。

定額減税につきましては、国税庁ホームページに定額減税特設サイトを開設し、定額減税に係る源泉徴収事務の動画や、各種パンフレットやQ&Aを掲載しておりますので、引き続き周知・広報にご協力をお願いいたします。

伊勢崎法人会の皆様におかれましては、従来から税務署と良好な連携・協調関係を築いていただいているところであり、税務行政の良き理解者としてご尽力いただいていることは、私どもが税務行政を運営していく上で非常に大きな支えとなっており、誠に心強く感じております。

今後とも、更なる協調関係を構築し、時代に即した税務行政に取り組むことができれば幸いと考えております。

引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

結びに、一般社団法人伊勢崎法人会の益々のご発展と会員の皆様の健康勝並びに事業のご繁栄を心から祈念申し上げまして、着任のあいさつとさせていただきます。

令和7年度税制改正に関する提言(群馬県連)

群馬県法人会連合会から令和6年6月17日付で、令和7年度税制改正に関する提言が全国法人会総連合へ提出されましたので、その内容を報告します。これは県内各単位会の税制改正に関する要望事項を基に、県連税制委員会で検討・協議されたものです。

なお、本会の要望事項の取りまとめに当たりましては、税制委員の皆様にご協力をいただきましたこと、改めて感謝申し上げます。

《総論》

昨年5月の新型コロナウイルス感染症の5類への分類変更により、我が国の経済活動も“コロナ禍前”に戻った感がある。

また、前橋財務事務所が発表した群馬県の経済情勢報告(令和6年4月判断)においても「持ち直している。先行きについては、各種政策の効果もあって、景気を持ち直しが続くことが期待される。」との判断がされている。

しかしながら、政府は令和6年度の実質GDP成長率は1.3%程度とする経済見通しを発表しており、令和5年度の1.5%を下回る見込みとなっている。

また、企業の設備などの資本、労働力、企業の技術進歩や効率化による生産性という3つの要素から算出する「潜在成長率」についても、我が国においては、1980年代の3~4%台から、90年代初めのバブル崩壊以降下がっており、09年以降の平均は0.6%ほどにとどまっている。生産年齢人口の減少による労働投入の低下や設備投資などの資本投入の縮小が要因ではあるが、アメリカの1.7%、ドイツの1.2%、フランスの1.1%に比べて低い。

これらの指標を上げるためにも、設備投資や研究開発に対する助成や税制面での優遇、「年収の壁」の撤廃等による労働環境の整備、社会全体のDX化進展に対する明確な目標設定など、国や自治体が政策面でリーダーシップを発揮する必要性を強く感じ、要望したい。

しかしながら、ロシアのウクライナ侵攻の長期化による原材料の高騰、食料・エネルギー・電子部品等の供給不安と物価の高騰、長期的な円安傾向など、マイナスの材料、能登半島地震のほか過去の大規模自然災害の復旧なども加わり、私たち法人会の会員を取り

巻く環境が改善された状況には至っていない。

その他にも近隣諸国との軋轢、少子高齢化の進行など、解消には時間の掛かる課題が多く、法人会の会員企業である中小企業にとって引き続き厳しい状況が続くことが懸念されている。

法人会では、長年にわたり「経済の活性化と財政の健全化に資する税制の確立」を骨子に、「財政の健全化＝プライマリーバランスの改善」に資する要望・提言を行ってきたが、3年間にわたり続いたコロナ対策による膨大な財政支出をはじめ、社会保障費や公共事業費の増大などで、当面の改善は見込めない状況にある。

引き続き、中小企業の存続と従業員の生活の維持のため、「経済の活性化に資する税制の確立」を中心に提言する必要があると考える。

更には、「行財政改革の徹底(＝無駄の削減)」も考慮して、理にかなないバランスのとれた税制の実現を要望する。

また、我が国は、エネルギー転換・新産業の育成・温暖化などの環境問題・少子高齢化と人口の減少など、解決に時間の掛かる課題を抱えている。

解決までの間、我が国の経済の礎である中小企業が存続し、更には成長できるよう、税制面において可能な限りの支援を要望したい。

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

政府は2025年度を目標にプライマリーバランスの黒字化を掲げ改善に取り組んできたが、コロナ禍によ

る財政支出、ウクライナ侵攻等による防衛費の増加、加えて、少子高齢化を背景とする子ども手当・社会保障関係費の増加見込みと、財政健全化の道のりは遠い。

しかし、財政健全化は喫緊の国家的課題であり、歳入・歳出の一体的改革によって、不退転の決意で取り組むべき課題である。特に、歳出については、聖域を設けず分野別の具体的な削減方策と工程表を明示し、着実に実行するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的な考え方

我が国は急速に少子高齢化が進行しており、2040年には高齢者人口がピークを迎え、団塊の世代が後期高齢者となる2025年が迫っている。

持続可能な社会保障制度の構築にあたっては、社会保障関係費の抑制と制度の効率化・重点化などの見直しが必要である。具体的には、以下について検討する必要がある。

- ①NISAやIDECO制度の改正等を行い、「貯蓄から投資へ」個人で老後に備える方向に進んでいるが、国民全体が老後の生活について、しっかり備えるための教育・周知の強化が必要である。
- ②少子化対策・医療介護改革を柱として、給付と負担のバランスを考えていくことが必要である。
- ③一定の所得を超える勤労者に対する年金の減額あるいは支給停止の制度は、減額等の基準となる所得金額の引き上げ及び所得の把握方法の見直し等、公正な方法に見直すべきである。

3. 行政改革の徹底

厳しい経済状況にあるにもかかわらず、国民には震災復興と社会保障制度の財源確保のためには負担増やむなしとの考え方もあるが、これは国・地方において、ぎりぎりまで行財政改革が行われることを前提としている。

しかし、行政改革の取り組みは極めて不十分であり、遅々として進まず、かえって肥大化しつつある。省庁の権益を確保する縦割り行政の弊害と行政の執行に偏りのあるとの指摘、懸念がでており、官僚により繰り返される忖度の横行が見え隠れしている。

特に、新型コロナ対策等々で露呈した官僚組織の脆弱性、官僚組織や政治家の昨今の不祥事で国民からの信頼感が大きく損なわれている。国民の信頼を裏切するような事態に陥っている事は看過できない事案である。

組織防衛を優先し、危機対応を阻む事が散見された。我が国の官僚機構は、新たな危機に見舞われる都度、その機能不全をさらけ出している様は何とも情けないものである。グローバル化とデジタル化の進展で変化のスピードが格段に上がった21世紀。20世紀型

の官僚機構を引きずったままの日本は置き去りにされるばかりである。

国民に痛みを求める前に「まず隗より始めよ」の認識の下、先ず、国会議員及び地方議会議員が約束を守り、実行すべきである。議員及び政党は、今、約束した公約を果たす時であり、そのことによりはじめて国民の代表として、国民の信頼を得ることができる。

なお、以下について直ちに期限を定めて改革を断行するよう求める。

- ①国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
- ②国・地方公務員の人員削減、人件費の削減
- ③特別会計と独立行政法人などの見直しによる無駄の削減
- ④民間活力を阻害する各種規制を改廃し、民間にできることは民間に任せ成長につなげる。
- ⑤既得権益構造に根ざす『官』から『民』への天下り人事等の禁止

4. マイナンバー制度

まずは、拙速に制度の利用拡大を進めるより、信頼性を第一に制度の整備を進めて欲しい。

「他人の住民票が発行される事案」「預貯金口座のひも付け登録のミス」など、取得率を上げることを優先した事案は引き続き発生している。

また、本年12月には、紙の保険証の発行が終了して「マイナンバーカードの健康保険証利用」が本格的に開始される。しかしながら、医療機関でのマイナ保険証の利用率は4月時点で6.56%と低迷している。医療機関・薬局における導入率も67.3%と体制が整っているとは言えない。(厚生労働省調べ)

マイナンバーカードは、行政サービス向上のために欠かせぬ制度である。信頼性を確保した上、制度の整備を進めて頂きたい。

なお、令和6年4月末時点の群馬県のマイナンバーカード取得率は73.2%。全国平均(73.7%)を下回っており、都道府県別では36番目となっている(総務省HPより)。

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税制について

令和5年度の改正において、中小企業の法人税軽減税率の特例、投資促進税制、経営強化税制等の適用期限の2年間の延長等が実現した。

アンケートにおいて、全法連全体では、「法人税の軽減税率の特例の本則化(67.4%)」を求める声が多となっている。

引き続き、中小企業の財務基盤の安定・強化を図るためにも「軽減税率15%の本則化」と併せ、適用の所得金額を現行の800万円から2,000万円程度に引き

上げを要望する。

また、賃上げ・雇用促進税制の充実については、群馬県連ではアンケート結果で最多の回答(75.2%)となっている。昨年から導入された、給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税から税額控除を可能とする「賃上げ促進税制(旧所得拡大税制)」の適用期限を2年間としているが、同様に本則化の検討を要望する。

各種引当金制度については、中小企業の体力強化の視点から復活させることを強く要望する。

2. 事業承継税制の拡充について

①中小企業は地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、その中小企業や特に小規模事業者が相続税の負担等により事業を承継できなくなることは、雇用の継続はもとより地域経済の根幹に影響する。

これまでの税制改正により、法人及び個人の事業承継を促進するための贈与税・相続税の納税猶予制度が創設されているが、次世代へ円滑に事業を承継するためには、更なる見直しが必要である。

②事業用資産を一般資産と切り離した事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並の本格的な事業承継税制が必要である。

事業従事を条件として、他の一般財産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。また、生前贈与の更なる拡充や納税猶予制度の特例措置を延長するなど、弾力的な対応を求める。

③中小企業の未上場株式の評価方法の見直し

経営権の安定した承継のためにも、中小企業の未上場株式の評価は「払い込み金額による評価(旧額面)」とすべきである。

3. 消費税への対応

インボイス制度導入にあたって事務負担は増加した。法人会がかねてより要望している「単一税率の維持(回帰)」を引き続き強く要望する。

アンケートにおいては、「免税事業者ともこれまでと変わりなく取引を行う」との回答が最多を占めているが、経過措置が終了する令和11年10月までに小規模事業者に対する更なる支援を検討して欲しい。

また、令和3年4月から「消費税の総額表示」が義務化されたが、末端の小売段階で「店内飲食・テイクアウトとも同一価格を採用するコンビニ」など、軽減税率導入の趣旨にそぐわない措置を取るケースが散見されている。週2回以上発行される新聞のみに軽減税率が適用されること(コンビニ・駅売りは軽減適用な

し)も理由が不可解である。改めて消費者が納得出来る制度となるよう検討願いたい。

Ⅲ. 地方のあり方

1. 地方創生

ふるさと納税は、自治体間で返礼品競争が発生するなど、応援したい地域への寄附を進めるとする本来の趣旨が希薄となってきている。

東京都においては、ふるさと納税による都民税(住民税)の減収額が年々増加して、令和4年度の減収額は571億円、5年度は675億円にのぼるとしている。ふるさと納税に不参加の自治体においては税収減に悩まされている(都主税局H.21年度からの累計3,018億円)。高所得者の節税対策ともなり、不公平との意見も多く、早急に制度の見直しを要望する。

2. 震災復興等

頻発化・激震化する自然災害に対して、企業のレジリエンスを確保することは、喫緊の課題であり、事業者の自主的な対策を税制上側面支援することが重要である。

その観点から、次の措置を講ずるべきである。

①火災保険等に係る異常危険準備金について、より持続性の高い制度に拡充すべく、適用区分・積立・洗替保証率について、所要の見直しを行うべきである。

②更に、水害等の発生後の都市間輸送の正常化等を期して、被災代替資産の特別償却対象資産への鉄道車両等の追加を行うべきである。

③東日本大震災・熊本地震・北海道胆振東部地震、その他にも数多くの災害が発生し、財政出動・義援金等で支援をしているが、今後も、予算の適正迅速な執行を継続していく必要がある。

なお、復興特別所得税の2037年度以降の延長が決定され、その税率2.1%中1%は防衛費への転用とするとのことである。防衛費の確保は必要であるが、増税ではなく国債発行で賄うこととし、震災復興の財源を転用するのは明らかにおかしいと言わざるを得ない。

Ⅳ. 納税環境の整備

租税教育の充実

法人会における租税教育への取り組みは、子ども達が税の意義・用途等を理解し、「税は日常から切り離せないもの」と認識してもらうための重要な事業と位置付けられており、小学6年生を対象とする「税に関する絵はがきコンクール」・「租税教室」は、学校側からも高い評価を受けている。

引き続き、税に関わることのみならず、契約や金融、消費者教育、選挙権の行使など、子供たちが「実社会で必要な知識」が身につくようなカリキュラムの構築を要望する。

《税目別》

I. 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

- ①現行税制では、役員給与の損金算入の取扱いが限定されており、報酬等の改定には厳しい制約が課されている。役員給与は職務執行の対価であり、原則損金算入とすべきである。
- ②会社役員に対する報酬が定期同額の原則から外れた支払いが認められないのは不合理なので、役員給与の損金不算入の規則を改め、定期同額給与の原則を廃止すること。

役員給与の本質は職務執行の対価であるから、恣意性のないものについては損金算入されるのが妥当である。

2. 冠婚葬祭費等

社会通念上、通常必要とされる冠婚葬祭費等に際して支出する祝金・香典・花輪等は地域に根ざした経済取引環境下にある中小零細企業にとっては、広告費的要素が強いので損金算入を認めるべきである。

また、その支出の目的に応じて社会通念上必要と認められる祝い金、香典等受領者側で益金に計上される事によって二重課税となるものについては、交際費課税の範囲から除外すべきである。

なお、800万円までの交際費の全額損金算入は、法制化を行い継続した措置となるようにすることが妥当である。

3. 二重課税の廃止

酒税・ガソリン税と消費税等、二重課税は、速やかに廃止すべきである。

II. 個人所得税

政府が物価高騰の負担減少対策として導入する「所得税・個人住民税の定額減税」が6月より開始されるが、煩雑な計算を企業任せにして経理の負担増を強いているとの声が多い。

給与計算ソフトの手直し等の対応が必要となり、手取りの増加を実感してもらうため、給与明細への減税額の明記が義務づけられ、年末調整での一括処理を認められていない。ただし、本年中に減税額の全額を控除できない場合には、来年に繰り越さずに、本年分

の年末調整により精算すること、および差額を「定額減税補足給付金(調整給付金)」の支給で対応することとされており、制度自体に矛盾を感じる。

経済対策として不合理な減税を行うより、今後は給付金の一括支給などで納税者に負担を強いない対応が執られることを要望する。

消費税における軽減税率等も含め、シンプルで解りやすい税制とともに、引き続き、以下の事項についても要望する。

- ①NISAの拡充等により貯蓄から投資への推進が行われ、国民に広く証券税務に関わる機会が増えていくと考える。現状の証券税制は、確定申告後の救済手段が制限されている項目が多い中において、申告者を救済する機会として更生請求が可能となる項目の拡充を要望する。
- ②アンケートの回答結果によると、企業におけるパート等の就業調整については、「就業調整によって人員が確保できず困っている」「就業調整による影響はあるが、何とか対応している」の2項目を合計すると5割近くが「年収の壁」の対応に苦慮している。女性の働き方は近年大きく変化している。年収の壁の引き上げの検討にとどまることなく、就業調整を不要とするためには、制度自体の存続の適否についての検討を要望する。
- ③個人所得税は、税収を支える基幹税として幅広く公平な負担を求める必要があり、超少子高齢化、人口減少社会に呼応した税制の構築が肝要である。そのためには、社会保障制度の抜本的見直しを含めた一体的な検討が必要である。
- ④公的年金等控除が縮小・廃止の方向で議論が行われており、年金課税が強化されることとなっている。年金は高齢世代にとって、老後生活の糧となる重要な収入である。特に65歳以上の高齢者が受取る年金にかかる負担は増大する。老齢年金への課税は、遺族年金・障害年金と同様に速やかに廃止すべきである。

2. 相続税・贈与税関係

個人や家族の力で残した財産に対する相続税及び贈与税については、財産形成の過程で所得税等に課税されているので、特別控除額の大幅に引き上げを要望する。

また、6年度改正において、相続税・贈与税の納税猶予制度の特例措置の期限が2年間延長されるなどの改正が行われたが、「制度自体を知らない(46.5%)」・「内容が複雑すぎてよく分からない(48.3%)」との回答のほか、書類作成や手続きが煩雑なため利用が伸び悩んでいるのが現状である。

利用しやすく、手続きが容易で、分かりやすい制度への改正を引き続き要望する。

Ⅲ. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

- ①固定資産税は、地方自治体において安定的な財源であり、住民サービスを維持するための財源を担っているが、土地・家屋・償却資産の評価方法や課税標準額の算定について、抜本的な見直しを行うとともに、償却資産への課税は廃止を含めて見直しが必要である。
- ②空き家を取り壊した際、住宅用地特例の適用がなくなり税額が大幅に上がる。また、空き家対策で解体を余儀なくされることもあり、住宅用地特例に代わる新たな軽減措置を早急に制度化すべきである。
- ③事業所税の廃止
地方税で定められた人口30万人以上の都市に課税される事業所税は、群馬県においては、前橋市・高崎市で導入されているが、固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止を求める。
- ④外形標準課税
経済の波をかぶりやすい中小零細企業には大きな負担増となる外形標準課税は資本金1億円以下の企業には課税すべきではない。
- ⑤超過課税
住民税の超過課税は個人ではなく、主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

《その他》

1. 印紙税制度自体の撤廃

売上代金に係る受取書の印紙税非課税が3万円未満から5万円未満に引き上げられるなど、過去の法人会の要望は実現してきた。

IT化が進展する中、“紙”の文書に課税、“電子取引”には非課税という事態が生じており、印紙税自体が不合理・不公平な税制になりつつある。早急に制度自体の撤廃を要望する。

2. 自動車関係諸税について

ガソリン税について、以下の点を要望する。

- 消費税との二重課税の即刻廃止
- 暫定税率の廃止
- トリガー条項の発動

ガソリン税を含む自動車関係諸税については、国際的に見ても過重な負担であることから、簡素化・軽減化を要望する。

しかしながら、将来的には道路のメンテナンス費用等の大幅増が予想されるため、仮に課税が継続される場合については「道路特定財源に戻すこと」を含

め、慎重な議論を要望する。

「トリガー条項の発動」については、運送業者にとってはプラスとなるが、発動時期の判断が難しいことに加え、大きな税収減につながるので慎重な対応を要望する。

また、運送業・物流業界においては、燃料費の高騰に加え、本年4月より時間外労働時間が制限されたことにより、人件費の増加に伴う利益率の低下などの経営を圧迫する状況となっている。物流全体に支障が生ぜぬよう、法人税での減免・補助金の導入などの対応を要望する。

3. 森林環境税

森林環境税については、現在先行して別の財源を使って地方自治体に配分されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。

税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体の見直しが必要である。

4. 電子申告・電子納税 e-Tax（イータックス）と eLTAX（エルタックス）について

利用者の事務軽減を図るべく省庁間の垣根を取り払い、国税と地方税を同じシステムで電子申告納税できるように、e-TaxとeLTAXの規格統一を検討し、電子申告制度の充実を目指す必要がある。

電子申告・電子納税のさらなる利用促進に向けて、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度等の創設を求める。

5. 提言のあり方について

法人会が中小企業の声を発信する組織ということをし、より積極的に、より強くアピールするため、「税制改正要望大会」の復活を引き続き強く要望する。

また、過去における、コロナ禍の発生時や大規模自然災害発生時など、法人会では早い段階での経済・税制に対する“緊急提言”を行っていない。

会員からの意見を集約した上での提言発信が筋ではあるが、全法連税制小委員会等において意見を速やかにまとめ、「税のオピニオンリーダー」としての提言を速やかに発信するような体制の構築を強く要望する。

法人税の電子申告は 4社に3社が ALL e-Tax です！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、**添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）**を推進しています。



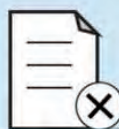
ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

法人が主要な別表や財務諸表など、申告に添付すべきものとされている書類をe-Taxで送信した割合は **74.1%**（令和4年度）です。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

々財務諸表 **XBRL形式・CSV形式**
々勘定科目内訳明細書 **XML形式・CSV形式**

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「[国税庁動画チャンネル](#)」に動画を掲載しています。

※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。

YouTube「[国税庁動画チャンネル](#)」



国税庁 法人番号7000012050002

令和6年3月



財務諸表データの作成方法

〔「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応〕

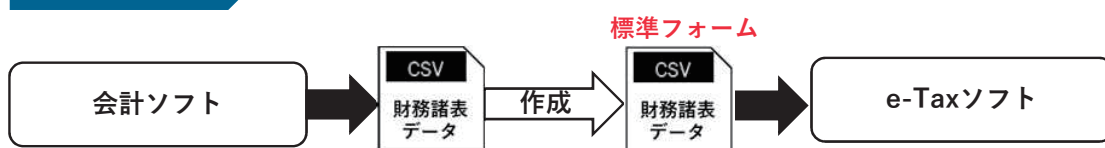
パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



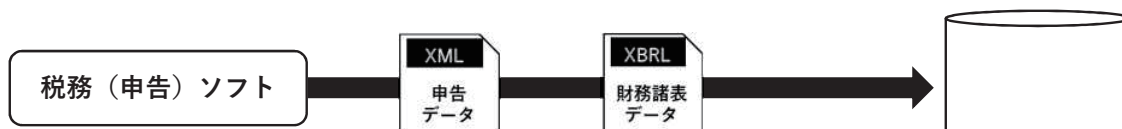
**標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。
作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！**

※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

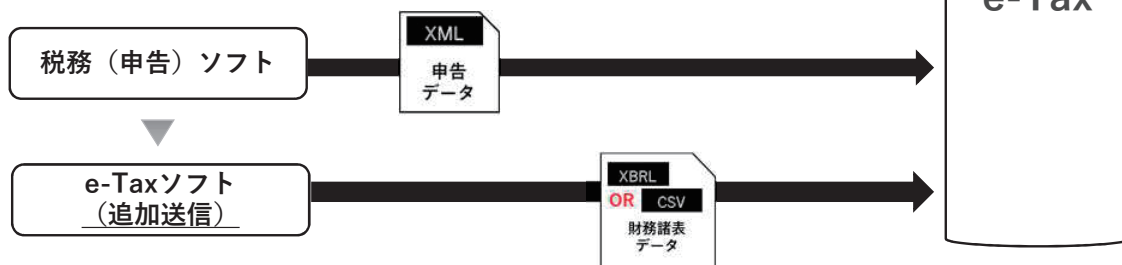


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信



パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、**e-Taxホームページ**をご覧ください。

財務諸表データの送信



外国籍の従業員（派遣含む）を
雇用する法人の皆様へ

従業員の方に対して、周知等のご協力をお願いいたします。

◎税金に関する多言語リーフレットを作成しました。

[illegible]

¡Beneficiario saberlo! (知って得する!)

El impuesto y la vida cotidiana

Ex japoní emiten "Impuesto Racional", "Impuesto Prefectural" y "Impuesto Municipal". Estos impuestos se utilizan para diversas actividades públicas tales como: educación, cultura, tratamiento hospitalario, pavimentación de las carreteras, parques, abastecimiento de agua corriente y desagüe, edificios de viviendas, actividades de los bomberos, desechos de los hogares domésticos e industriales, etc.

Para mantenerlos de las servicios públicos, **el pago de los impuestos es un deber** en todos las personas que residen en Japón, así para beneficiar de los derechos de sus dichos servicios. Vamos a cumplir con el pago de impuestos dentro del plazo determinado.

(Referencia) Información sobre los impuestos para los extranjeros. >

毎日の生活と税金

2024年度版「スペイン語」

[español]



税関通関士 くらもちあさみ

本冊は日本社会の税金について「何故?」「何で?」「どうして?」という疑問を、税関通関士 くらもちあさみ(くらもちあさみ)が、税関通関士として20年を超える経験と知識を基に、やさしく、正確に解説しています。税関通関士として20年を超える経験と知識を基に、やさしく、正確に解説しています。税関通関士として20年を超える経験と知識を基に、やさしく、正確に解説しています。

本冊は日本社会の税金について「何故?」「何で?」「どうして?」という疑問を、税関通関士 くらもちあさみ(くらもちあさみ)が、税関通関士として20年を超える経験と知識を基に、やさしく、正確に解説しています。税関通関士として20年を超える経験と知識を基に、やさしく、正確に解説しています。税関通関士として20年を超える経験と知識を基に、やさしく、正確に解説しています。

Tips on how to prepare tax wisely! (知って得する!)

Daily Life and Taxes

There are three types of taxes in Japan: National, prefectural, and municipal. Taxes are used for a range of public services you receive such as your children's schooling, medical care at hospitals, construction of roads and parks you use, utility service provided to your household, your local fire department and ambulance services, garbage collection by your local municipal office, etc.

Residents of Japan are entitled to receive these public services, but at the same time, they have an **obligation to pay taxes** for the due date of the payment so they can continue to receive these services.

▶ Tax information for foreigners▶

毎日の生活と税金

2024年度版 [英]

[ENGLISH]



税務漫画家 じまちゃん

日本には税金が三種類あります。「国税」、「県税」、「市町税」です。税金は、子どもが通う学校、病院で医療を受けること、道路や公園の整備、ご家庭に電気やガスが通っていること、ご家庭のゴミの回収、消防や救急サービスなど、日本に住む人々にとって大切なサービスを支えています。同時に、税金を納める義務があります。税金を納めずにサービスを受けようとする人は、サービスを受けられず困ります。税金を納めることで、サービスを受け続けることができます。

外国人は、日本に長く住むと税金を納める義務があります。税金を納めることで、日本に住む人々と同じサービスを受け続けることができます。

▶ 外国人のための税金情報 ▶

「新刊既訳版」(隔てて再発行！)

毎日の生活 と税金

2024年度版 [中国語]
[中文]



日本の税金分は、「国税」、「県税」、「市町村税」。
各種税金分別于儿童的学校教育、医院治疗、道
路、公园、下水水道、适用于消防局的消防、紧急
活动、家庭及公司等垃圾处理。使用于各种各样的
公共服务。
为了提供提供各种公共服务，居住于日本的居民有享
受公共服务权利的同时也具备纳税之义务。请务必在
纳税期限内申报。

(参考)面向外国人的税金信息→



[illegible][illegible]

伊勢崎行政県税事務所のホームページからもダウンロードできます。

(外国語による税金の説明) https://www.pref.gunma.jp/soshiki/22/#sp_headline_1



◎多言語による生活情報

いせさきFM「まん中・ぐんま元気情報」で、県税のほか生活に必要な情報や警察署からのお知らせを放送しています。

ポッドキャストで、いつでも・どこでも・何度でも放送を聴くことができます。

Tiếng Việt : vào thứ hai tuần thứ hai mới tháng. (ベトナム語：第2月曜日)

Português : Primeira sexta-feira. Terceira sexta-feira. (ポルトガル語 : 第1・第3金曜日)

Español : 2º viernes. 4º viernes. (スペイン語：第2・第4金曜日)



売らない・買わない・作らない



電子申請受付システムから
24時間通報を
受け付けています！

群馬県 不正軽油 撲滅宣言！



環境汚染



脱税



不正競争

不正軽油110番

〔前橋行政県税事務所〕
県税課 軽油引取税係

027-231-2801

群馬県不正軽油撲滅対策協議会

群馬県石油商業組合・（一社）群馬県トラック協会・（一社）群馬県バス協会・
（一社）群馬県建設業協会・国土交通省群馬運輸支局・群馬県警察・群馬県

令和6年度租税教室

令和6年度の租税教室は、伊勢崎税務署管内の小学校16校と四ツ葉学園中等教育学校の計17校を伊勢崎法人会青年部会及び女性部会が担当して実施しています。今年度は既に16校で行われましたので、その様子をご紹介します。なお、2学期には豊受小学校で実施予定です。



5月21日 赤堀南小(阿部)



5月24日 宮郷小(神林)



5月30日 玉村小(川端)



6月4日 南小(泉)



6月6日 茂呂小(金井)



6月7日 殖蓮第二小(齋藤)



6月11日 境小(尾島)



6月12日 赤堀東小(矢島)



6月13日 玉村南小(荻原)



6月14日 三郷小(杉原)



6月19日 殖蓮小(山遠)



6月20日 北第二小(矢尾)



6月25日 北小(杉原)



6月27日 あずま北小(須田)



7月4日 四ツ葉学園(杉原)



7月9日 境采女小(栗原)

令和6年度租税教室実施状況

No.	期 日	学 校 名	児童数	部会	講師(職・氏名)	No.	期 日	学 校 名	児童数	部会	講師(職・氏名)
1	5月21日(火)	伊勢崎市立赤堀南小学校	79	青年部会	副部会長 阿部 典生	9	6月13日(木)	玉村町立南小学校	54	青年部会	理 事 荻原 潔
2	5月24日(金)	伊勢崎市立宮郷小学校	150	青年部会	理 事 神林 将	10	6月14日(金)	伊勢崎市立三郷小学校	92	女性部会	部 会 長 杉原みち子
3	5月30日(木)	玉村町立玉村小学校	59	青年部会	監 事 川端 博	11	6月19日(水)	伊勢崎市立殖蓮小学校	90	青年部会	部 会 員 山遠 直哉 ※部会長 泉 宏彰
4	6月4日(火)	伊勢崎市立南小学校	40	青年部会	部 会 長 泉 宏彰 ※部 会 員 首家 世智直哉 部 会 員 山遠 直哉	12	6月20日(木)	伊勢崎市立北第二小学校	33	青年部会	副部会長 矢尾 明彦
5	6月6日(木)	伊勢崎市立茂呂小学校	133	青年部会	会 計 金井 勇太	13	6月25日(火)	伊勢崎市立北小学校	64	女性部会	部 会 長 杉原みち子
6	6月7日(金)	伊勢崎市立殖蓮第二小学校	46	青年部会	部 会 員 齋藤 宏平	14	6月27日(木)	伊勢崎市立あずま北小学校	62	青年部会	副部会長 須田 靖浩 ※理事 田島 力
7	6月11日(火)	伊勢崎市立境小学校	56	青年部会	理 事 尾島 範彦	15	7月4日(木)	伊勢崎市立四ツ葉学園中等教育学校	127	女性部会	部 会 長 杉原みち子
8	6月12日(水)	伊勢崎市立赤堀東小学校	55	青年部会	理 事 矢島 敏也	16	7月9日(火)	伊勢崎市立境采女小学校	62	青年部会	理 事 栗原 弘充

(敬称略:※印はアシスタント)

女性部会

第101回ウォッチ・ザ議会

令和6年6月7日(金) 午前10時 伊勢崎市議会一般質問を梅田弘美さん、増田久子さんと傍聴。

- 1 市政運営について**
 - ・3つの共生(世代間の共生、地域間の共生、SDG sによる共生)を基本に夢のある社会を目指している。
- 2 学校給食費無償化に対する政策的検討について**
 - ・中学生の学校給食費無償化は令和7年度から実施。10億円の財源は市税等の歳入増と他会計への繰り出しの縮小等による歳出減に加え、一部財政調整基金を活用。特別支援学校の拡張と夜間中学の発足。
- 3 美術館について**
 - ・市美術品の内訳は美術品等取得基金により取得したものが72点、寄附等により取得したものが259点。
※アーツ前橋は計画からオープンまで6年かかった。行政の館長からスタートし、作品の紛失トラブル等が生じ、経験豊富な元森美術館の南條史生館長が就任され、地元のアーティストも巻き込み、手腕を発揮し注目を浴びている。
- 4 (仮称) 市民ギャラリーについて**
 - ・既存施設の有効活用を検討する。
- 5 小中学校体育館の空調設備について**
 - ・中学校11校及び四ツ葉学園中等教育学校はLPガス式、都市ガス式の天吊り型。10社で工事分担し、契約工期の7月以降冷房開始。小学校23校は今年度に北・南・茂呂など13校、令和7年度に残り10校を予定。
- 6 公共施設等の総合管理について**
 - ・公共施設等総合管理計画は10年単位で見直す。統廃合も考えている。マネジメントも導入する。
- 7 行政改革について**
 - ・成果連動型民間契約方式(Pay For Success:P F S)の導入検討に向けた全庁的な意識の醸成を進める。
- 8 金融教育について**
 - ・市長部局では出前授業、出前講座で実施。教育委員会では第一中学校が過去に金銭金融教育研究校として取り組んだ。
※前例主義ではなく社会の変化に対応。自分の生き方、考え方を身につける。自分への投資として、読書、健康管理。教師は風の人、土の人、地域人。
- 9 コミュニティスクール推進拡充について**
 - ・11校が導入。世代を超えて交流している。今後も積極的に取り入れるとともに、次期教育振興計画に位置付ける。
- 10 人事異動について**
 - ・適材適所が基本。今年度の人事異動は571人でうち436人が行政職。GX推進課や治水課の新設に伴う。
- 11 不登校について**
 - ・令和4年度の不登校は小学校182人、中学校386人。対策の一端として、学びの場を保証する教育支援センターほっとる一むを開設。利用者は令和元年度が小学校16人、中学校45人。令和4年度は小学校9人、中学校50人。
- 12 ごみ減量化について**
 - ・群馬県はワースト全国8位
- 13 成年後見制度について**
 - ・昨年5月時点の成年後見制度利用者273人

(傍聴を終えて)

第4次産業革命が目前に迫り、民も官もなく、批判、傍観ではなく、自分事として地域に関わることが求められています。
(女性部会長 杉原みち子)

女性部会

第49回花いっぱい運動(社会貢献活動)

6月25日(火) 午前8時。からくり時計下集合。事務局をはじめ、時間内に笑顔で続々と集まってください(12人)、ありがたうらしい。

福島社長も「俺も歳で引退だ」と言いながらも、早々到着。市役所GX推進課が整地して下さってあったものの、ヒペリカムの枝が繁茂。枝切りと片付けにかなりの時間がかかりました。皆さんは見事な働きぶり。いよいよガーデンドesigner福島社長の登場です。予算は度外視の豊富な花々を持参。デザインは年々洗練されて(と同時にご自身のファッションも)、線が引かれていきます。そこからは少々問題。社長は暖色を、私としては灼熱の花壇を寒冷色で彩りたい。結果は現地をご覧ください。

花の種類はブルーサルビア、マリーゴールドアフリカン、100輪咲きひまわり、ルシア、ゴールドクレスト、アガパンサス、オフィーリア、ハゲイトウ、カーラ、コキア、ハイビスカス。

事務局が準備下さった冷えたペットボトルで喉を潤し、ケンケンガクガク話し合いながら完成。地域にかかわり、汗をかくと地域への関心、地域愛が育ちます。今年も40度近い猛暑続き、美しい花ほどもろいので花達も可哀そう。秋の花にご期待ください。

参加された皆様、花々を愛でて下さった皆様、ありがとうございました。

(女性部会長 杉原みち子)



女性部会 視察研修



6月21日(金)～22日(土) 8人各々、大宮駅集合。

7:57 (はやぶさ5号) → 新青森駅 10:53 着

今回は「仲間が広がる、旅が深まる」クラブツーリズムに参加。初体験は大好評。

弘前れんが倉庫美術館に着いたとたん、思わずレンガの肌に触れてしまいました。それもそのはず、築100年を超える煉瓦倉庫群ヒストリー。大工職人の福島(後に日本酒製造)は、「仮に事業が失敗しても、これらの建物が市の将来のために遺産として役立てばよい」と語ったが、想い通り日本初のシードル(リンゴの発泡酒)製造→ニッカウキスキー弘前工場→煉瓦館再生の会→2002年、2005年、2006年の奈良美智(弘前出身)の展覧会(全国から15万人以上が訪れた)→奈良美智がボランティアに感謝して「あおり犬(A to Z Memorial Dog)」を弘前市に寄贈→2015年弘前市が土地と建物を取得し、2020年「弘前れんが倉庫美術館」として開館。関わってきた多くのパトロン、ボランティア、アーティストの地域を愛する魂がフツフツと伝わってくる素晴らしいミュージアムです。弘前の桜に衝撃を受けた蜷川実花氏がこの美術館での個展を自ら提案されたと伺いました。“儚くも煌めく境界”(2024.4.6-9.1)鑑賞者が空間の内部をさまよひ、自らが作品の一部となって体感するインスタレーション。花を撮り続けてきた蜷川が惹かれるのは人間と共存する花々。土地の自然やその背景にある文化、歴史を新たな視点から捉え直す機会となることを目指したそうです。地元伊勢崎市をもっともっと深掘りしましょう。弘前城の満開の桜も見事ですが、川面に浮かぶ散り桜「花筏」も一興ですよ。



青森県立美術館は三内丸山遺跡も含めて4回目ですが、魅力が薄いミュージアムです。アレコホールにある、なぜかシャガールの背景画。借り作品なので返却したいのですが、貸し賃が取れるので拒絶されているとか。おかしな話です。あおり犬も動線は悪く、狭い空間に置かれてお可哀相。メンバーには三内丸山遺跡をおすすめしました。皆さん大喜び。

青森公立大学国際芸術センター青森。アーティスト・イン・レジデンス(AIR、滞在制作)、展覧会、教育普及の3つを柱にするアートセンター。コンセプトがないので、調和に欠けバラバラ。良い作品もあるのだが、もったいない空間です。2024年4月1日より東京藝術大学准教授服部浩之氏が館長に就任。きっとテコ入れでしょう。周辺は静まり返っていました。



宿はアパホテル青森駅東。夕食は事務局高木さんが探して下さった旬の海鮮創作「海坊厨」。満腹の最後にサプライズの創作デザート。オバ様方はジャンケンでゲット。もう一つサプライズがありました。食事前に絵本セラピスト都丸美樹子さんが、奈良美智がイラストを描いた絵本を読んで下さったのです。おもむろに本を手にとられる美樹子さん。素晴らしいプレゼントをありがとうございました。帰路は2人が古川温泉、2人が二次会、それは誰でしょう？

朝は日本列島最北端の日の出(5:15頃?) ご来光!! 海の上をオレンジの光が直進し、その光が全身を貫きました。思わず合掌。ラッキー! アパホテルは小規模なので女性の手造りバイキング、地元のメニューを堪能。朝食後は整備された海岸辺りを散策。ねぶた会館と再会しました。

2008年に開館した十和田市現代美術館を女性部会はその年に研修しています。建設を計画された市長が開館時には落選していましたが部下の配慮でしょうか、人望があったのです。研修室で講義してくださいました。かつて官庁街通り(駒街道)は繁栄していたが2001年の中央省庁再編による統廃合や出先機関の転居などにより空き地だらけになってしまい、その上若者の流出。長さ1.1km、幅36mの道には161本の松と155本の桜が四列の並木を作り、「日本の道・百選」に選ばれています。ゆえに現代美術館の建設に至ったのです。当時の市長の決断で「Arts Towada」[官庁街通りの全体を美術館に見立てる]は2010年にグランドオープン。今回は藤本杜介(白井屋ホテル設計・大阪万博プロデューサー)設計の地域交流センター「とわふる」、隈研吾設計の市民交流プラザ「トワール」を散策しながら見学。ガラス張りの建物は屋内の動きもアートのよう。花々の選択もデザインも美しく一度は行ってみたい、何度も行きたくなるアートのスポットです。

ランチは八食センターで。長蛇の列、のっけ丼を食す。海の幸があふれ、クール宅急便のメンバーも。

八戸市美術館のコンセプトは「種を蒔き、人を育み、100年後の八戸を創造する美術館」。管理する美術館でなく、老若男女、あらゆる属性の人々が集い、自分達でも企画を作り出す。特に学校連携では教員、学芸員、専門家によるプロジェクトチーム。それぞれの専門性を経済、福祉、まちづくりなど他業種、他分野に融合させるプログラムを行う。1986年に開館した八戸市美術館は2021年に新しく生まれ変わりました。これからの組織は美術館のみならず、行政でも会社でも教育界、学校…あらゆる組織が参画、交流、支え合いで共生の社会となることでしょう。館内にはやさしく暖かい風が流れ、笑顔があふれていました。八戸市はかつて日東化学という肥料会社があり、社長は絹のハンカチで有名な国会議員の藤山愛一郎氏。今は三菱系の会社が承継しています。

今回の研修は生きることの意味、美、歴史、人間の関わり、多くの人々のおかげで生きていることを深掘りできた貴重な2日間でした。

(女性部会長 杉原 みち子)

● 支部だより ●

東・境支部役員会開催

東支部、境支部では、それぞれ2年ぶりとなる役員会を開催しました。

東支部は令和6年7月1日(月)、まつや食堂(小泉町)を会場に役員13人が出席。多部田支部長のあいさつの後、会員増強についての協議があり、年内を目途に新たな仲間を増やすべく、役員が協力して新設法人を訪問して勧誘を行うことを決定しました。

境支部役員会は令和6年8月8日(木)、天武(境)にて開催。飯塚支部長始め、13人の役員が9月の会員増強月間に合わせ、会員勧誘に力を注ぐことを申し合わせました。

役員会後は、ともに懇親会が開催され、久しぶりに親睦を深めることが出来ました。



東支部役員会の様子



境支部役員会の様子



群馬県税務功労者表彰

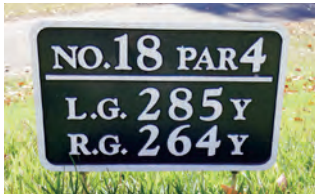
県税を通じて県政の発展に寄与した個人又は団体に対して、その功績をたたえるため令和6年度群馬県税務功労者表彰式が、7月26日(金)午後3時から群馬県庁「正庁の間」において挙行されました。

本会からは監事として、また組織委員として、地域の適切な申告納税に寄与されている功績により、坂口博樹氏が群馬県知事から表彰されました。



監事 坂口 博樹氏

第75回 親睦ゴルフコンペ開催について



第75回親睦ゴルフコンペを次のとおり開催しますので、会員皆様の参加をお待ちしています。なお、申込等詳細については、同封のチラシをご覧ください。

- 日 時 令和6年11月6日(水)
1組目スタート時刻：8時31分
- 場 所 玉村ゴルフ場
佐波郡玉村町大字角淵5006-1
- 申込期限 10月24日(木)
ただし、定員(40人)になり次第締切ります。



令和6年
これからの
行事予定

月	日(曜日)	行 事	場 所
10月	1日(火)	広報委員会 14:00	伊勢崎商工会議所
	3日(木)	第40回全国大会(鹿児島大会)	城山ホテル鹿児島
	10日(木)	決算期別説明会 14:00	伊勢崎商工会議所
	16日(水)～17日(木)	役員研修	金沢方面
	30日(水)	青年部会税務研修会 18:00	ニューいづみ
11月	6日(水)	第75回親睦ゴルフコンペ	玉村ゴルフ場
	8日(金)	第38回青年の集い(福井大会)	サンドーム福井
	12日(火)	納税表彰式 15:00	プラザアリア
	14日(木)	税を考える週間記念事業 18:00	MOVIX伊勢崎
	25日(月)	公開セミナー 18:00	メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎
12月	4日(水)	租税教室 10:30	豊受小学校

※予定は変更となる場合があります

Editor Column

コラム



エイッ！と前進！経験に勝るものはなし

私の性格の特徴2つ。1つは興味津々な性格。2つ目は困難な道の方を選択してしまう性格。そのお陰で、喜怒哀楽、苦難福門、振幅の大きいギョッと詰まった濃い日々を味わっている。平坦な人生も良いが、振幅の大きい人生の方が私は好き♪何でも勇気を持ってトライしないと「もったいない！」と日々挑戦・邁進中(笑)。

1つ目の興味津々な性格についてご紹介。4人の我が子を異なる産婦人科で出産経験が特筆。異なる産婦人科で産んで、いろんな世界を体験してみたいと。

結果、産婦人科によって、検診、出産方法など多種多様で驚愕。

例えば、妊婦検診で『牛乳をたくさん飲んで！』と言われたり、別の場所では『牛乳は飲まないで！肉は控える。食べるとしたら、鶏→豚→牛の順』と忠告されたこともある。ビックリ仰天、何が真実？本当なのか！これを機に食育指導士などの資格を取得するほどに情報を漁った。分娩については、煌々とライトが輝く分娩室で足を開く一般的な出産体験をし、別の産婦人科医では、薄暗い部屋の布団の上で好きなアロマの香りと音楽の中、自分の好きな体勢での昔ながらの出産も経験。4人目の出産では、心身共に余裕があり、知識・筋トレ・穀物菜食中心の食事準備万端のお陰で、自分で赤ちゃんを取り上げることができた。自分とお腹の子だけの力で産み切ったこの感動は、とてつもなく大きく、人生1番の感動・感激。だからなのか、誕生したばかりの我が子が可愛くて愛おしくて、既に生まれている3人の子ども達も更に可愛く見え、極めつけは我が子を取り巻く子ども達にまで愛を感じるようになった。不思議な世界。『児童虐待を減らすために、昔ながらの出産を見直すことが大事』と、ある本に記載されていた内容に納得。この出産の後、自分の臍帯を握りしめドクドク脈打っていたことに感動の涙した後、自分で自分の臍帯を切り、出てきた自分の胎盤に醤油を付けて生で食べ、産後の2時間後に自部屋にスタスタ歩いて戻った。出産から退院まで沐浴をしなかったことにも驚いたが納得。全く何が本当なのか！そして、この出産について、これから出産を迎える後輩ママさん達にもっと伝えていきたい！出産はやり方と考え方によっては、人生を大きく変えると。様々な思い切った経験が、今の私を支えてくれている。

この頃から、エライ教授が言うからとか、国・県が言うからではなく、「それは本当なのか？」と考えるようになった。情報を集め、考え、判断し、信念を貫く。経験が積み重なった分、見方に広がり深みがでるようになってきたと気づいた。

今後も「経験に勝るものはなし」「経験は宝」の想いを胸に、ワクワクするんだキドキしながら多くの経験を満喫していきたい。

(広報委員 AzumaTown 小暮笑鯉子)

